

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

ネクストリーダー創出支援事業（コンサルティング業務）（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本業務では年商100億円企業へと飛躍的な成長を目指す企業（以下、「候補企業」という。）に対して、専門的な知見を有する経営コンサルタントによる伴走型支援を行うことで、候補企業が経営戦略の策定や具体的な経営課題解決に対して自社で対処できる突破力を習得させるとともに、成長スピードを確実に向上させることを目的としている。この度、候補企業に対してコンサルティングを手掛ける事業者を1者公募する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業予算上限額

22,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年5月26日（月） 午後5時【必着】

② 仕様書に対する質問書提出期限

令和7年6月4日（水） 午後5時【必着】

③ 上記②に対する回答日等

令和7年6月5日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(1) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下、「産振構」という。）

企業支援統括グループ

イ 提案書提出期限

令和7年6月10日（火） 午後5時【必着】

ウ その他

(ア) 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」(別記様式③)を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(2) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施日 令和7年6月12日（木）(予定)

イ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ウ 内 容 企画提案者によるプレゼンテーション

エ その他 実施日時、実施場所、実施方法等についてはプロポーザル参加者に対し別途通知する。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式①)
企業概要	パンフレット、ホームページの写し等
実績証明書	本件調達に係る業務と同種の業務を誠実に履行した実績を記載した資料
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
財務諸表	最新決算年度の損益計算書、貸借対照表（個人の場合は青色申告決算書又は収支内訳書）
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」について滞納・未納がないことを証明する書面（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。（写し可）） ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「現在の主たる事業所所在地の都道府県税」に係る納税証明書を提出するものとする。
暴力団等を排除する措置についての誓約書	(様式④)

※ なお、広島県の「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格」を有する場合は、登記事項証明書・財務諸表・納税証明書・暴力団等を排除する措置についての誓約書の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認を有しないとされた者に対する理由説明等について

- ① 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知において、参加資格を有しないとされた者は、公益財団法人ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループに対してその理由説明を求めることができる。
- ② この説明を求める場合は、令和7年6月2日（月）までに、その旨を電子メールにより申し出ることができる。

【送付先アドレス】 businesssupport@hiwave.or.jp

- ③ 上記に対する回答は、令和7年6月3日（火）までに、電子メールにより行う。

(5) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、令和7年6月4日（水）までに、「仕様書に対する質問書」（別記様式②）により、電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》 businesssupport@hiwave.or.jp

件名を「ネクストリーダー創出支援事業業務（コンサルティング業務）委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先（企業支援統括グループ）に電話にて着信の確認を行うこと。

《企業支援統括グループ電話番号》 082-207-0563（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、令和7年6月5日（木）までに、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。

(6) 選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、企業支援統括グループに対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和7年6月19日（木）までにその旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和7年6月20日（金）までに、電子メールもしくは書面により行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする

手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(9) 指名除外の措置について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(10) 提出された提案書について

- ア 提出された提案書は、返却しない。
- イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者へ無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - (ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - (イ) 事業採択した提案書を公開する場合

(11) 本件業務に関し、産振構から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(12) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 提案書作成要領
- (5) 評価基準
- (6) 様式類

ア 様式①（公募型プロポーザル参加資格確認申請書）

イ 様式②（委託仕様書等に対する質問書）

ウ 様式③（取り下げ願い書）

エ 様式④（暴力団等を排除する措置についての誓約書）

【問い合わせ先】

企業支援統括グループ 担当 藤野、鬼村、吉村

電話 （082）207-0563（ダイヤルイン）